

令和7年度の園児を受け付けます
保育園・幼稚園・こども園

入園申込

令和7年度に入園する、保育園・幼稚園・こども園の園児を募集します。利用を希望する施設や利用方法によって申し込み方法が異なります。入園申請書は役場子ども支援課または町ホームページから取得できます。

問合せ先 ☎子ども支援課47-5044

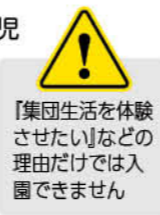


- ▶対象 3歳児～5歳児までの就学前の幼児
- ▶申込期間 9月2日(月)～25日(金)
- ※土・日曜日、祝日は除きます。
- ▶受付時間 午前9時～午後5時
- ▶申込方法 入園を希望する園に直接申し込む

○町内幼稚園・認定こども園案内

園名	住所・電話番号
中野幼稚園	中野3176-☎88-4808
長柄幼稚園	狸塚1256-☎88-0049
おうらこども園 (教育利用)	藤川451-4-☎70-2251

- ▶対象 次の全ての要件を満たす乳幼児
- ①町内在住で住民登録がある
- ②0～5歳児までの就学前の乳幼児
- ③両親が共に働いている、または病気やその他の理由により家庭で保育ができない



- 4月入園希望の申し込み
- ▶日時 10月15日(金)午前9時30分～午後4時30分
- ▶会場 役場2階201会議室
- ※1歳以上の幼児はその場で簡単な面接をします。
- ※当日、申し込みができない人は、10月31日(金)までに子ども支援課に申し込んでください。
- ▶申込方法 所定の申請書に必要事項(就労証明などを添付)を書いて申し込む
- ※申請書は子ども支援課、各保育園・認定こども園、町ホームページにあります。

- 5月以降の入園希望の申し込み
- 産休や育休からの職場復帰など、年度途中から入園を希望する場合も受け付けを行います。
- ▶申込方法 4月入園と同様の方法で申し込む
- ※育休取得者は、原則職場復帰月の初日に入園。

○町内保育園・認定こども園案内

	園名	住所・電話番号	開所時間
公立	中央保育園	中野4398-1 ☎88-0230	午前7時30分～ 午後6時30分
	南保育園	篠塚1735-1 ☎88-1240	午前7時30分～ 午後6時30分
	おうらこども園 (保育利用)	藤川451-4 ☎70-2251	午前7時30分～ 午後6時30分
私立	風の子保育園	中野2204-1 ☎88-5850	午前7時～ 午後7時

※定員を超えた場合は児童保育審議会で入園決定します。希望する園に入園できない場合があります。

3～5歳児の給食費を無償化

- ▶対象 次の全ての要件を満たす児童
- ①町内在住で住民登録がある3～5歳児
- ②幼稚園・保育園・認定こども園などを利用している
- ③「教育・保育給付認定」を受けている
- ▶対象額 月額上限4,500円まで
- ※私立や町外の施設に通園し、月額上限を超える場合の差額は保護者の実費負担。
- ▶申請方法 役場子ども支援課に申請する(町内の公立施設を利用している場合は申請不要)



町ホームページ

児童手当はこう変わる

令和6年10月分(令和6年12月支給)から児童手当制度が改正され、支給対象や第3子以降の手当額が拡充されます。制度変更の内容や申請方法などについてお知らせします。

主な変更内容

支給対象期間がそれまでの15歳到達後最初の年度末から、18歳到達後の最初の年度末に延長されます。また、所得制限が撤廃され、第3子以降の手当額が3万円になります。

※受給者は引き続き父母などで所得の高い人になります。

▶児童一人あたりの手当月額 変更前		変更後	
0～2歳児	1万5,000円	1万5,000円	第3子以降 3万円
3歳～小学生	1万円	1万円	
中学生	1万円	1万円	
高校生	なし	1万円	

所得制限あり 所得制限なし

児童手当の申請

10月制度改正に伴い、9月から施行前申請を開始します。制度改正についての申請が必要な人と不要な人に分かります。児童手当の手続きが必要になる人は忘れずに手続きをしてください。

➔申請が必要な人

- ・現在児童手当を受けていない
(高校生年代のみ養育している、または所得要件非該当者)
- ・現在児童手当を受けていて、次のいずれかに該当する
- ①別居している(住民票上)高校生の児童を養育している
- ②22歳年度末までの子がいて、第3子加算がある(※)

➔申請が不要な人

- ・制度改正により支給額に変更がない
- ・現在児童手当を受けていて、次のいずれかに該当する
- ①同居する高校生を養育していて増額になる
- ②高校生年代までのみで第3子加算が発生する

その他の変更内容

手当の支払月が年3回(2月、6月、10月)から年6回(偶数月)に変更。これに伴い、支払通知書が廃止になります。また、「第3子」の算定年齢がこれまでの18歳年度末から22歳年度末まで延長されます。

多子計算の算定例



※19歳～22歳(年度末年齢)の子を算定人数に含める場合、監護相当または生計費の負担についての確認書の提出が必要です。

申請方法▶

申請書を役場子ども支援課に提出する。申請書は子ども支援課窓口、または町ホームページにあります。



町ホームページ

申請期限▶令和7年3月31日

▶申請・問合せ先
役場子ども支援課☎47-5023

10月10日(木)支払予定の児童手当は制度改正前のもの(6～9月分)です